

ファッションフェスタ2024実行委員会設置要綱

(設置目的)

第1 ファッションを楽しむ気運を醸成し、ファッションやアパレルの産業を活性化するために開催する都民参加型のイベント「ファッションフェスタ2024（以下「フェスタ」という。）」を運営するため、「ファッションフェスタ2024実行委員会（以下「実行委員会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) フェスタの企画に関すること
- (2) フェスタの広報に関すること
- (3) フェスタの実施に関すること
- (4) 実行委員会の運営に関すること

(実行委員会の構成)

第3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者をもって充てることもできる。なお、委員長はオブザーバーを置くことができる。

- 2 委員長は、東京都産業労働局長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、東京都産業労働局商工部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、実行委員会を代表する。
- 5 委員長は、必要に応じて実行委員会の会議を招集し、主宰する。また、必要に応じて、関係団体等に会議への出席、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代行する。

(名誉委員長及び特別顧問)

第4 実行委員会に、名誉委員長及び特別顧問を置く。

- 2 名誉委員長は、東京都知事の職にある者をもって充てる。
- 3 特別顧問は、一般社団法人東京都服飾学校協会理事長、一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会理事長、一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構理事長、特定非営利活動法人ユニバーサルファッション協会理事長の職にある者をもって充てる。
- 4 名誉委員長及び特別顧問は、重要な事項について、必要に応じて委員長に対し助言を行うことができる。

(監 事)

第5 実行委員会に監事を置く。

- 2 監事は、東京都産業労働局総務部計理課長の職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、必要に応じて実行委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。

4 監事は、実行委員会の収入及び支出が完了した後、実行委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

(任期)

第6 委員、監事、名誉委員長及び特別顧問（以下「委員等」という。）の任期は、実行委員会を設置した日から解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 委員長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(報酬及び旅費)

第7 委員等への報酬及び旅費は、支給しないものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合には支給することができる。

(議事及び資料の公開)

第8 実行委員会の議事の内容及び資料の取扱いは、関係法令に則り、適切に対応する。

(事務局)

第9 実行委員会の事務を処理するため、東京都産業労働局商工部内にファッションフェスタ2024実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 事務局長は、東京都産業労働局商工部長をもって充てる。

4 事務局次長は、東京都産業労働局商工部事業推進担当課長をもって充てる。

5 事務局長は、委員長の命を受け、実行委員会の事務を統括する。

6 事務局が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会等の会議の開催に関すること
- (2) 実行委員会その他関係機関との連絡に関すること
- (3) 会議資料等の作成及び保存に関すること
- (4) 予算、決算及び財産の管理に関すること
- (5) 財務処理、会計処理に関すること
- (6) 実行委員会の事業執行のために必要な調査に関すること
- (7) 実行委員会の事業計画案の策定に関すること
- (8) 実行委員会の事業企画に関すること
- (9) 広報に関すること
- (10) その他、実行委員会の運営に必要となる事務の一切

(別機関の設置)

第10 実行委員会は、第2に規定した事項について、必要に応じて別機関を設置することができる。なお、設置にあたっては別に定めるものとする。

(解 散)

第11 実行委員会は、フェスタが終了した後、実行委員会の会議を開催し、議決を経て解散するものとする。ただし、解散日はすべての事務処理が終了した後とする。

(事務規程等)

第12 実行委員会の事務及び財務等に係る規程については、実行委員会において定めるものとする。

(その他)

第13 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月30日から施行する。

別表 1（第 3 関係）

ファッションフェスタ2024実行委員会 委員

職名	所属団体・職名
委員長	東京都産業労働局長
副委員長	東京都産業労働局商工部長
委 員	一般社団法人東京都服飾学校協会副理事長
委 員	一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会専務理事
委 員	一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構事務局長
委 員	特定非営利活動法人ユニバーサルファッション協会副理事長
委 員	東京都産業労働局商工部事業推進担当課長

別表 2（第 8 関係）

ファッションフェスタ2024実行委員会事務局

役職	所属団体・職名
事務局長	東京都産業労働局商工部長
事務局次長	東京都産業労働局商工部事業推進担当課長
事務局員	東京都産業労働局商工部経営支援課課長代理(事業推進担当)ほか職員